

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.20
発行日 2016.5.28



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
 編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま
進行中!→**

被告:	九州電力	玄海原発 3号機 MOX 燃料使用差止裁判 控訴審
被告:国		玄海 3号機再稼働差止仮処分 玄海 2~4号機運転差止裁判
		玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

6.27 福岡高等裁判所 プルサーマル控訴審判決 傍聴を!



6月27日(月)
福岡高等裁判所
 12:10 門前アピール
 13:10 判決
 13:30 記者会見
 報告集会
 (福岡弁護士会館)

毒を食らわば皿までか 玄海原発プルサーマル裁判を支える会会長 澤山保太郎

この4月より熊本地方を中心に九州の大地が激しく揺れ動いてやまない。未曾有の天変地異が起こっているのにまだ川内原発も止まない。

原発が稼働しているという事自体が災害なのである。それは原発の中で膨大な放射能が生産され、使用済み核燃料が生み出されているからである。使用済み核燃料は死の灰と呼ばれているが、灰ではない。1トンの核燃料棒を燃やしたらやはりほとんど1トンの使用済み核燃料が残される。その毒性は、燃やす前よりもはるかに強烈であり、人間の手では処理(無害化)することができない。

4月下旬、玄海町の岸本英雄町長は、その使用済み燃料の再処理によって作られる高レベル放射性物質の最終処分場を玄海町に引き入れる意向を表明した。玄海原発の再稼働を促進してきた町長。いわば、毒を食らわば皿まで、という恐ろしい形相で記者会見をする映像が全国に報道されたのである。

地層処分のための調査を受け入れただけで20億円の交付金がもらえる、施設建設事業によって数千億円の金が地元に着くなどという金権腐敗の夢を抱いているのではないか。

最終処分場は、国の法律で地下数百メートルにガラスに固化された高レベル放射性核分裂生成物を埋設することになっている。世界中でまだどこもこれを地下に本格的に埋設した国はない。今日本では、高レベル放射性廃棄物は1本500キロもするという容器では数万本いるという。この1本だけでもウラン鉱石の1000万倍の放射能があるという。

日本でも、北海道の幌延や岐阜県の瑞浪で掘削して

研究しているがうまくいっていない。

2012年9月遅まきながら日本学術会議も地層処分は日本ではできない、と提言した。学術会議の提言では、その埋設する核物質の放射能の危険性が10万年も続くとなると現代科学では、特に火山国である日本の地下では、これを安全に閉じ込める能力がないという「科学的知見の限界」や原子力産業では「金銭的手段による誘導」が公平性、公正性をゆがめてきたことが指摘されている。

また、2005年に発表された政府の「原子力政策大綱」でも、放射性廃棄物の処分の原則として「発生者責任の原則」など4つ挙げているが、その中に「放射性廃棄物の最小化」が挙げられている。放射性廃棄物の最小化とは無論これを0化することであり、原発の稼働を止めること以外にない。使用済み核燃料など放射性廃棄物の処分の方法は、これから真剣に考えざるを得ないが、その大前提は、これ以上そのような放射性廃棄物を出さないようにすることなのである。核兵器や核発電の関連する施設や材料・燃料のすべては、結局すべて増幅された高中低レベルの放射性核廃棄物と化すのであり、これを地上のどこに置いても人類がこれを処理できない。もしこれを現行法のように膨大な量を一か所に集積し地下に埋設する方式でいくと、いったん事故が起こったときはこれを收拾する方法がなく、その量からして、即、全人類滅亡ということになるのである。

昭和53年4月25日、伊方原発の松山地裁判決(住民敗訴)の折、勝訴の場合は次の垂れ幕を用意していたという。

「国破れて 山河在り」と。

玄海プルサーマル裁判控訴審 勝利して プルサーマルの再稼働を止める！核燃料サイクルを止める！

●猛毒のプルトニウムと使用済みMOX燃料

プルサーマルは使用済みウラン燃料を再処理して取り出したプルトニウムを混ぜたMOX燃料をウラン用原子炉で燃やす発電方法。“資源のリサイクル”などと宣伝されましたが、プルトニウムは核兵器の材料であり、超危険な猛毒の放射性物質。事故が起きたら放射能被害の範囲は4倍になると言われています。使用済みMOX燃料は10万年の管理が必要と言われますが、処分方法も場所も決まっています。

●「普通の生活」を守るため、命を守るために提訴

九州電力の玄海プルサーマル計画は2004年に発表され、市民や専門家の反対の声を押さえ込んで2009年12月2日に日本で初めて営業運転が強行されました。2010年8月9日、私達は絶対許せないと、それまでの運動の延長線上に「MOX燃料使用差止」を求めて提訴しました。

●判決の焦点①MOX燃料とウラン燃料は「違う」！

九電がデータを“黒塗り”で明らかにせず、安全性についての説明を放棄する中、私達はわずかなデータからMOX燃料とウラン燃料とでは燃やした時のふるまいが違うことを読み取り、MOXでは燃料(ペレット)とそれを覆う管(被覆管)の間に隙間ができる“ギャップ再開”現象が起きてメルトダウンに至る恐れを指摘しました。本来、人々の安全を守る観点から被告九電が安全性を証明しなければなりません。しかし、佐賀地裁は限られたデータしか得られない原告に「主張立証責任」を負わせた上、九電の主張を丸呑みして「MOXとウランとで差異はない」「国の基準を満たして安全」だと判断し、訴えを棄却したのです。

●判決の焦点②使用済みMOX燃料の行き場なし！

使用済みMOX燃料の処理方法が決まっていないことは法規違反だと訴えてきました。玄海で100年近い長期保管をすることになります。証人尋問で安全管理の責任は誰がとるのかを問うと、九電は「今は九電。超長期には...分からない」としか答えられませんでした。あまりに無責任です。しかし、判決は「政府は最終処分へ向けた取り組みを強化し...中間貯蔵施設等の建設を促進する旨閣議決定」したことをもって、安全だと認定しました。10万年後の未来に押しつけることになる核のゴミの現実を無視したのです。

●2015.3.20不当判決。そして控訴へ

地裁は科学技術的、専門的な内容について非公開の説明の場を3時間×3回、公開の証人尋問を5時間も行いました。私達はその論戦に手応えを感じ、負ける気はしませんでした。しかし、地裁は詳細に検討したように見せかけながら、結局は「核燃料サイクル政策維持」という国策に追随する判決を下しました。司法の役割を放棄したのです。私達は納得できないとして福岡高裁に控訴し、一審判決の不当性を訴えてきました。そして、3回の法廷を経て、今年2月29日結審、6月27日に判決が下されます。

●勝利して、プルサーマルの再稼働を止める！

日本初のプルサーマルが玄海で強行された後、東京電力福島第一原発3号機でも、津波対策を後回しにしてまでプルサーマルが始められました。再稼働されたものの大津地裁決定により運転停止している関西電力高浜原発3・4号機、今夏にも再稼働されようとしている四国原発伊方原発3号機もプルサーマルです。今、高速増殖炉「もんじゅ」が失敗し、青森県六ヶ所村「再処理工場」も目処が立たず、核燃料サイクルは事実上破たんする中、プルトニウム利用にこだわる国が仕方なく始めたのがプルサーマルです。原子力＝核。核兵器を開発する技術能力を保有し続けたいとの思惑があるのでしょう。それゆえ、危険性が増そうが、コストがかかろうが、使用済みMOXの処理がどんなに厄介になろうが、国はなんとしてもプルサーマルを強行しようとするのです。

●核燃料サイクルを止める！

プルサーマルを玄海で止めることができれば、その影響は全国の再稼働の動向に影響を与え、行き詰っている“核燃料サイクル”の復活を阻止することにつながります。だからこの裁判に勝利し、原発ゼロに向けて、さらに声をあげていきたいのです。司法も3.11フクシマの甚大な犠牲、熊本地震の警告から謙虚に学ぶべきです。

★勝利のためにあなたのチカラが必要です！

多くの人の注目が勝利を手繰り寄せます。傍聴をお願いします。

【判決チラシを同封しました。施設やイベント等で配布してください方、連絡をください】

No.20 CONTENTS

● 毒を食らわば皿まで	澤山保太郎・・・1	● 順序が違う「核のゴミ」問題	石丸初美・・・9
● 玄海プルサーマル控訴審勝利を！	・・・2	● 篠山に続こう	小林栄子・・・10
● 佐賀地裁 法廷報告	・・・3	● 法廷外の活動報告	・・・11
● 意見陳述	吉森康隆／野中宏樹・・・5	● 大間原発提訴：函館市訪問	荒木龍昇・・・14
● 熊本地震：川内原発を直ちに停止せよ！	・・・7	● 2015年度会計報告	・・・15
● 突然襲う非日常！と原発	勝連夕子・・・8	● リレーコラム／お知らせ	・・・16

2月5日、4月22日 佐賀地裁 3つの裁判の報告

(1)-1 行政訴訟:2月5日第8回口頭弁論

A.<被告国の主張したこと(準備書面7⇒原告準備書面3への反論)>

行政訴訟、特に原発裁判では、国は何とか門前払いしようとして、争点である本題になかなか入らず、本件でも、昨年末まで二年間も「訴える資格が無い!？」という原告適格問題に時間を掛け続けてきた。

今回の弁論は、『ICRP(国際放射線防護委員会)勧告の1ミリシーベルト/年を超える公衆被ばくしたとしても健康に害を及ぼす実証もされてなく、100ミリシーベルト以下の被ばく線量によってガンリスクが高まる医学的根拠も無い。原告の訴えは不相当で原告適格に欠け、却下すべきである』が主論点となっている。また、『あらゆる科学技術分野において、絶対的な災害発生の危険性が無いという絶対的安全性は達成も要求もできないものであり、原発も同様、達成不可能なレベルの安全性は要求されるものではない』と原発事故軽視の発言を繰り返している。

原告の提出した求釈明「原子力規制に責任を負う国の立場として、原発事故の被ばくリスクに対し『しきい値』を引くのなら、どの原告を適格としどの原告を認めないのか?」に対し、「答える必要を認めない(原告側が証明すべき要件)」と無責任に拒否した。(正に放射能のリスクをほとんど無視するこの国の姿勢を明らかにした主張である)

B.<原告の主張したこと(準備書面4⇒被告準備書面5~6への反論)>

<全基2月5日の原告陳述「基準地震動問題」と重複内容 ※(2)-1B参照>

(1)-2 行政訴訟:4月22日第9回口頭弁論

A.<被告国の主張したこと(準備書面8⇒原告準備書面4への反論)>

<全基4月22日の被告陳述「基準地震動問題」と重複内容 ※(2)-2A参照>

B.<原告の主張したこと(準備書面5⇒被告準備書面7への反論)>

ICRP勧告の被ばく論争について、被告国が「国際的合意」をあえて不正確に読み取り、低線量被ばくの被害を過小評価しようとする姿勢は、住民の生命、身体等の

安全を守る立場として許されざるものである。また、福島第一原発事故を経験しても、まだ「安全神話」を盾に原発再稼働に邁進しようとする政府の姿を反映するものに他ならず、規制当局として、およそ許されず批判されるべきだと主張した。

◆次回7月1日は、被告側は訴状から追及されている「汚染水処理問題」について弁明する。

一方、原告側は、被告の「基準地震動および耐震設計方針に係る審査ガイドに則って、規制に当たって<不確かさ>までを十分に検討しているのに、データ中、<ばらつき>の最小値を取る必要性は無い」とした主張に反論する。そのために裁判所の理解を深めるため、グラフを含む映像画像(パワーポイント)を使用する申請をし、認められた。

(2)-1 全基差止:2月5日第15回口頭弁論

A.<被告九電の主張したこと(準備書面7)⇒原告11月5日付「請求原因整理申立書」への反論>

基準地震動の策定に係るきびしい設置許可基準規則によって審査されている「入倉三宅式」は正当かつ合理的である。「武村式」にはデータ不十分などが認められ、原告のいたずらに安全側の数値を元に求める姿勢は、観測の整合性を無視するもので「武村式」採用の主張は不合理である。

また、配管のひび割れ問題には、「原発の配管は、設計段階においては安全が確保されるよう材料の選定や設計がなされている。運転開始後においては、配管の使用状況等に応じて点検・補修等の必要な保全を行っている。仮に漏えい試験のみを実施し、ひび割れが進行した破壊が起こっても原告が述べるような重大事故に至るものではない。」と従来の主張を繰り返した。

B.<原告の主張したこと(準備書面11)⇒原告11月5日付「請求原因の整理申立書」の追加主張>

原告は、かねてから地震データの過小評価となっている「入倉・三宅式」ではなく津波基準に採用の「武村式」を地震基準にも用いるべきとの主張に加え、原子力規制委員会の審査ガイドの中でも要求されている「経験式が有するばらつきの考慮」を怠っているので、耐震性を十分保有しておらず危険であることを追及した。

2月29日 福岡高等裁判所 第4民事部 MOX控訴審第3回口頭弁論 結審



裁判官:大工強(裁判長)、小田幸生、府内寛

被控訴人・九電は「我々の主張は従来からの主張のとおりだ。結審を求めると言うばかりで、法廷でのやりともほとんどなく、3回の控訴審は結審しました。

プルサーマルの恐怖から解放されることになるのが、6月27日の判決にみなさんご注目ください!

また、「武村式」を用いて、ばらつきを考慮すれば、基準地震動の最大加速度は1184ガルとなり、現在の玄海原発の耐震重要施設は設置許可基準規則第4条3項の定める耐震性を有していないので、安全機能が損なわれるおそれがないように設計されていないことになり、法律違反である。

(2)–2 全基差止:4月22日第16回口頭弁論 **A.<被告国の主張したこと(準備書面8⇒原告準備書面11への反論)>**

原告は、審査ガイドが要求する「経験式が有するばらつきの考慮」について勘違いしている。「入倉・三宅式」採用に当たって、観測地点の地下構造の精度の誤差など検討されていることをもって経験式(平均)のばらつきは考慮されている。よって、観測地のデータの最小値を取る必要もなく、「入倉・三宅式」を修正する必要もない。「入倉・三宅式」と「武村式」には断層面積の捉え方など相違するレシピであるので、単純置き換えはできず数値的な比較も意味が無い。「入倉・三宅式」が日本の地震動審査レシピとして適している。

B.<原告の主張したこと(準備書面12⇒被告準備書面7への反論)>

「玄海2号機のひび割れ配管の発見確認」は、技術基準規則18条および19条に違反している事態が発生しているにもかかわらず、事業者として、「破壊が起こっても重大事故に至らない」というような論法は、法的に論外、信じがたい無責任ぶりの表明のみである。肝心の配管についての安全性の根拠すら主張されていないし、ましてや、今後かかる事態の予防について一切語られていない。これは、原子炉等規制法第43条一3—22によって、設置許可基準規則及び技術基準規則の基準に適合しない原子炉施設の稼働は許されない。つまり、国によって施設の使用の停止などを命じられる事態にある。

玄海2号機の余剰抽出系配管はクラス1配管、法的規定(技術基準規則18条)によって、「使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通する亀裂その他の欠陥があってはならない」とされている。被告の稼働させる玄海原発において、余剰抽出系配管のひび割れを定期点検でも気付かず、その後長期間使用し続けた事実は、同様に「温度変動による……損傷を受けないように施設」にされていないという技術基準不適合の箇所が存在する可能性があることを意味するものである。

故に、被告は、非破壊試験による評価をなし、配管についてすべて規則不適合欠陥に該当しないことを証明しなければ運転してはならない。

◆次回(7月1日)は、それぞれに相互反論予定。

(3)–1 3号機仮処分:2月5日第18回審尋 **A.<債権者の主張したこと>**

2014年12月、九電が新規制基準の下で、2号機は審査請求をしていないこと、今後も予定が無いとの表

明(準備書面)を受けて、緊急性の無くなった2号機の取り下げをした。後に債権者は2016年2月2日に「申立理由の変更申立書」を提出し、3号機のみに対する保全の必要性を主張した。

但し、3号機の事故に至る「そのメカニズムの機序」を債権者に求めることは、無理である。なぜなら、要求しているデータが企業秘密を理由にして提出されない以上、資料不足から立証することは不可能であり、逆に安全の立証責務は債務者にあるのが当然と考えている。

今後、玄海2号機の余剰抽出系配管のひび割れ問題が、3号機においても起こりうるなどを新規制基準に対応して述べていく。次回は、その点で、部分の配管ひび割れについて言及を深めていく。

B.<債務者九電の主張したこと>

九電は、債権者2月2日付「申立理由の変更申立書」による3号機のみに対する保全請求で、「ほぼ全て言い尽されているか」を質問し、債権者より「概ね主張した」と確認し、次回反論をすると述べた。

(3)–2 3号機仮処分:4月22日第19回審尋

A.<債務者九電の主張したこと(準備書面10)⇒債権者2.2申立理由の変更申立書への反論>

① 基準地震動

新規制基準下でも相違なく合理的、「入倉・三宅式」を修正する必要はない。

<全基4月22日の被告陳述 (2)–2Aも参照>

② 配管の経年劣化

「原発の配管は、設計段階においては安全が確保されるよう材料の選定や設計がなされている。運転開始後においては、配管の使用状況等に応じて点検・補修等の必要な保全を行っているので、3号機の主配管には万全な対策が施されている。万が一にも配管破壊が起ころうとも、ECCS(非常用炉心冷却装置)が働くなどによって、原告の言う「水素爆轟」など重大事故に至ることはあり得ない。仮に、漏えい試験の実施のみで2号機のような見逃しが発生し、ひび割れが進行した破壊が起こっても債権者が述べるような重大事故に至るものではない。」

B.<債権者の主張したこと(準備書面12⇒被告準備書面への反論)>

<全基4月22日原告陳述 (2)–2–B参照>

◆次回(7月1日)は、それぞれに相互反論予定。

☆「今後の審尋の進め方について」

裁判長から双方に対して「書面よりも分かりやすい方法として、説明会的なもの、資料を例示するプレゼンテーションなどを積極的に検討してもらいたい」との要請があった。

次々回の予定、9月16日から、時間的に複数回になるかもしれません。

(文責 荒川謙一)

2月5日 全基差止裁判における吉森康隆さんの意見陳述

2月5日の玄海全基差止裁判では唐津市の養蜂家、吉森康隆さんが、4月22日の行政訴訟では鳥栖市の野中宏樹牧師がそれぞれ意見陳述を行いました。全文を掲載します。

1. このたび、本法廷において意見陳述の機会をいただきました吉森康隆と申します。68歳です。1947年吉森養蜂場創立の年に生まれました。

唐津市の山手に住んで、この40年間養蜂業を生業とし、生計を立ててまいりました。食べ物を作る、いわば第一次産業の立場からプルサーマルを含む、原子力発電についての私の思いをこの機会に述べさせていただきます。

養蜂場ではさまざまな蜂蜜を取り扱っています。春から夏にかけて菜の花、れんげ、みかんの花や自然林の花、つまり樹木の花からミツバチは蜜を集めます。循環する農業と里山によってこの仕事は支えられておりますが、一方、花粉交配によって農業を支えている、とも言えます。つまり農業とは共存共栄であるということです。近年環境破壊や農薬の影響によりミツバチは減少していますが、ミツバチの飛び交う環境は、人間にとっても住みやすい環境である言って良いと思います。私の仕事はこの緑の環境と水と農、それらを土台として成り立つものです。

日々の作業を続けながらこの地域が持続可能であり、この仕事がこの先も続けていけるようお願いながらの毎日です。

東京電力福島第一原発事故では、その自然と農が壊されてしまいました。事故から5年が経とうとする今も、又、この先何十年にもわたって放射能の被害は続く事でしょう。

2. 私の働く現場から玄海原発が見えています。経済、そしてエネルギー優先の光景が、棚田という、人が遠い時間をかけて作りあげてきた風景の向こうにそびえています。

福島原発事故後、福島では野菜農家が自ら命を絶ちました。そして私と同じ畜産農家のひとりもまた同じ運命を辿りました。同じ食べ物を作る立場である私にとって他人事とは到底思えません。直接的には我々農家が影響を受けることになるのですが、その影響は食べ物を通して日本のみならず世界中に広がってしまうことになります。

食べ物によって取り込まれた放射能はその種類によって体の各部位に蓄積します。放射能を含んだ落ち葉がそこにあつたとしても通り過ぎれば、その場では被曝は少なく済むかもしれませんが、放射能がいったん口や鼻から体に取り込まれると、一定期間体のその場にとどまり、至近距離で放射線を出し続けます。

放射線が染色体や体の細胞を傷つけ、さまざまな疾患の原因になることは今や広く知られているところです。子供たちへの影響は大人の数倍とも言われさらに重大さを増して行くことでしょう。

3. 1986年のチェルノブイリの事故後、日本のさまざまな食品流通機関により放射能が水際でチェックされていたのを、我々は忘れていません。

風や水といったも

のだけではなく、市場原理によっても放射能は拡散することを我々は見してきました。汚染食品が安く買い叩かれ流通してしまうこともありうることでしょう。産地が偽装されたり隠されたりしていた事実も報道されていました。さて日本での現状はどうでしょう。

水道水は福島原発事故前の放射線量が、0.00004 Bq/L(※)だったのに対し、10Bq/L(25万倍)が基準とされ、お米は事故前の放射線量が0.0124Bq/Lだったのに対し、事故後100Bq/L(8300倍)が基準だと、国民が知らないうちに決められていました。こんな状態で毎日の買い物ひとつにも産地は一体どこなのか、と神経質にならざるを得ません。

命を軽んじた経済復興に何の意味があるのだろうか、というのが私の率直な思いです。

4. 最近、仕事での技術交流のためアジアに行く機会を得ました。印象深かったのは日本にも影響が及んでいる大陸の公害の霞がヒマラヤも覆い隠すほどアジア全体を覆っていることでした。翻ってわが国の福島原発事故の対処、その後のあり方に思いが及び呆然としました。福島では多くの放射能が太平洋に落ちました。偏西風を通じ、又海流を通じて他の国に迷惑をかけ続けているのが現状です。他の国をとやかく言える立場ではありません。

5. 玄海原発で事故が起きれば、私の生きる基盤である唐津の海、山、大地は奪われてしまうことでしょう。私はこれからもみつばちを伴侶として暮していけるよう願っています。地道に農に生きる者の人格権をどうぞ守ってください。

私は今、司法のみがこの国を立て直すことができると信じています。どういった力にも影響を受けず歴史を立て直す判断の力です。それは生命の側に寄り添った、やさしくも力強いものに相違ありません。

自然と農、すなわち命のための判断を下されるようお願いして、陳述を終わります。

(※)セシウム137の値。福島原発事故前は明確な基準値がなく、全国の食品のセシウム平均値が示されている。事故後は厚生労働省の平成24年度基準値。

出典：日本分析センター平成20年度事業報告書

<http://www.jcac.or.jp/uploaded/attachment/57.pdf>



4月22日 行政訴訟における野中宏樹さんの意見陳述

1. 私は野中宏樹と申します。現在佐賀県鳥栖市において日本バプテスト連盟鳥栖キリスト教会の牧師をしております。宗教者の働きは、聖書で言えば、神が作られた全ての命には、等しくかけがえのない価値があるという事を広く宣べ伝える事、そしてその命が差別され、尊厳が貶められる出来事を前にすれば、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くして命が守られるように行動するところにあると思っております。

2. 私が原子力の課題に向き合うようになったのは、特に13年前、佐賀県の鳥栖教会に赴任をしてきてからです。私は「核」の電気と思っているので、以下、「核発電」と呼びます。核発電の事について学べば学ぶほど、その技術は平和利用、軍事利用表裏一体であり、ウラン鉱石の掘り起こしから全ての段階にわたって、多くの命に被曝を強要するのを知りました。また、核技術は、最終段階の放射性廃棄物の処理方策が全く目処の立たない未完の技術であり、私たちの後の世代に背負わせなければならない、巨大な負の遺産、命への脅威以外の何ものでもないことを学びました。それ故、宗教者である自分の責任は非常に重要であると考え、脱原発を目指して、心ある市民の皆さんと共に声をあげて参りました。

そのような歩みの途上で、2011年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所に於ける史上最悪の事故が起きてしまいました。この事故は第一義的には東京電力という企業が引き起こした公害事件であります。第一義的と申し上げたのは、核発電政策を進めてきたのは、政・財・官・学・マスコミ及び、それを引き留める努力を怠った司法・宗教界にも大きな責任があると考えているからです。私たち国民も福島原発事故から逃げることは出来ません。一人一人が人ごとではなく、自分の事として考えなければならないのではないのでしょうか。私にとってこの事故は痛恨の極みでした。

3. 私はそうした痛みを抱えながら、2011年4月から今日まで十数回福島県に足を運び続け、主に私たちの教団の福島市内や郡山市内にある教会及び幼稚園に所属する人々に寄り添いながら、必要な情報を提供し、適宜支援を行ってまいりました。また、彼らの主催する双葉郡内からの避難者の暮らす仮設住宅支援活動に参加してきました。

震災直後、福島県内も震度6強の揺れに見舞われ、電気や水道は止まり、情報がつかめない状況でした。東京電力も、政府も、地方自治体も避難に必要とされる放射能の拡散予想図や、被曝に関する情報を一切提供しませんでした。一体何が起きているのか、どの情報を頼りにすれば良いのか分からないままでした。福島市内のある人は市内で放射線量が毎時20マイクロシーベルト(μ Sv)をはるかに超えていた中で、給水車を待つ長い間路上に子どもを一緒に並ばせ、子どもたちに被曝させてしまったことをひどく後悔しておられます。また当時小学生の子どもを持つお母さんから「こ

こに住んでいて大丈夫なんですよ」と聞かれたときには「私は安全だとは言えません」としか言いようがありませんでした。避難したいけれども避難の決断が出来ない人の苦悩の声でした。多くの住民の中に



ある見えない不安がいつもありました。

日本の法令では人事院規則に基づき、3ヶ月間につき1.3ミリシーベルト(mSv)を超えるおそれがあり、毎時に換算すれば0.6 μ Svを超える放射線管理区域への入出に於ける厳格な法令があるにもかかわらず、それを住民たちが知らされることはありませんでした。

さらに公衆の被曝許容限度はICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告に従って年間1mSvとされている事も、事故後全く無視されてきました。2011年8月に郡山市に行った時のことです。平均毎時2 μ Sv以上あった公園内で子どもたちが何の防護も施されず寝転んだりして遊んでいる光景を見て、私は嘔然としました。そこは明らかに人が住んではならない地帯なのです。政府、自治体、東京電力は日本の法令を厳格に守る気もないし、そもそも福島の人々の苦悩の声に耳を傾ける気さえもないと思えます。

4. 現在佐賀県は国の指針に基づいて玄海原発事故時の避難計画を策定しています。

先日起きた熊本地震では橋の崩壊や道路寸断、崖崩れによる交通まひが発生しましたが、原発事故避難計画ではこうした複合災害がほとんど考慮されていません。さらに、放射能の拡散は風次第なのに、避難する方向は一つのルートだけ。避難先は一人あたり2 m^2 のスペースで計算し、1万人の太良町に伊万里市の住民8千人が避難してくるような机上の都合合わせ。放射能到達前に服用しなければいけない安定ヨウ素剤が事前に戸別配布されるのは、5キロ圏内住民のみ。徹底しなければいけない放射能汚染検査(スクリーニング)は高い汚染基準の上、代表者のみでよしとする手抜き検査。SPEEDIなど放射能拡散予測をやめて実測値で避難。一日以内に避難する基準は実測値で毎時500 μ Svという日常の放射線量の1万倍の数値。このように問題だらけで、被ばくを前提とした、机上の計画となっているのです。

しかも、避難計画は原発から30キロ圏内の避難しか想定していません。私の住む鳥栖市には唐津市から1万人近い住民が避難することとされていますが、原発

から60キロの距離にある鳥栖市民自身の避難は想定されていません。福島第一原発から60km程の距離にあったのが福島市や郡山市でした。ひとたび原発事故が起きれば、県境をも越えて放射能汚染が及び、広域避難を強いられてしまうのです。

福島原発事故を経た今、「想定外」という言い訳は許されません。起こりうる地震などの自然災害や過酷事故の規模や影響を改めて検討し、住民の命を守る「国家主導での具体的で可視的な避難計画」を策定すべきです。私達は家やふるさとを捨てて、いつ戻れるかわからない避難などしたくありません。

5. 「3・11」以降、九州などへの移住を決断された方々も多くあります。彼らにはまた彼らの苦悩があります。福島県内から自主避難をして鳥栖に来られた一人のお母さんがあるときこう言われました。「何故私たちがこれほど苦しまなければならぬのでしょうか。もはや原発が必要かどうかの問題ではないのです。」私もそうだと思います。電力会社は命よりも経営を優先させて考えているのですが、それは倫理的に間違っ

ています。命に優先させて良いものがこの世界にあるはずがありません。福島の人々の声を丁寧に聞けば、避難計画など成り立たない事は明らかです。「人の作った機械はいつか壊れるべ、そんな道理も分からなかったんだな。今年も墓参りに行けねえ。情けないね。」これは大熊町からの避難を余儀なくされた高齢者の方の言葉です。人の手で作った機械は必ず壊れるのです。そして放射能汚染という取り返しのない巨大なリスクを抱える核発電所という機械が絶対に壊れてはならないものである以上、その矛盾を解決するための方策は唯一、核発電所を廃炉にすることです。

このたびの熊本地震では、熊本のみならず大分でも連動して発生したり、後で起きた「余震」が「本震」とされたり、専門家の予想を超えるような動きをしています。そもそも核発電所の自然災害に於ける危機管理体制は今までの経験則の中でしか考えられていません。人間には限界があり、私たちの経験をはるかに超える予想不能の災害は起こりうるのですから、もっと謙虚になるべきです。地震は止められませんが、原発を止めて原発震災を防ぐことはできます。

「もうこのような経験をするのは私たちが十分だ」と福島に住む一人のお母さんは言われました。この言葉が胸に突き刺さります。今ならばまだ間に合います。裁判官のみなさまが、人として当たり前の感覚で判決を出されることを心から願います。



2月5日 佐賀地裁前(右端が吉森さん)



4月22日 佐賀地裁前(左2人目が野中さん)

熊本地震 川内原発の運転を直ちに停止せよ！

4月14・16日、熊本・九州を震度7の大地震が連続して襲いました。余震は続き、震源が移動しながら、これまでの「想定」を超える動き方をしています。

震源となった活断層の延長線上には川内原発があります。もしも原発事故も重なったら...と、九州中、全国の市民が恐怖に怯えました。しかし、九電は「通常運転」を継続しました。

田中俊一原子力規制委員会委員長は「安全上の問題は起きない。科学的根拠がなければ、国民や政治家が止めてほしいと言ってもそうするつもりはない」とまで述べました。事態を過小評価し、万が一の危険を想定して防ごうとしない政府と九電の傲慢な態度に私達は怒りを禁じ得ません。

地震は止めることができませんが、原発事故は止められます。川内原発の運転を直ちに止めるべきです。あわせて、全国の原発の再稼働の動きを中止し、原発・地震複合災害対策を全面的に見直しすべきです。

●九電と国へ緊急要請

4月21日、九電本店へ行き、川内原発を直ちに停止することを要請しました。同25日には全国の仲間とともに政府・原子力規制庁との交渉を行いました。

ネットで呼びかけた賛同署名には、3日間で全国から90団体、2279個人が応じてくれました。交渉の際に、署名とともに寄せられたメッセージも添えて、九電社長と原子力規制委員長に対してそれぞれ提出しました。

●止めもしないで、短時間の“点検”

九電は地震発生直後に「川内原発1・2号機とも通常運転継続中。プラントの状態等に異常は確認されていない」と発表しました。原発には何万本という配管があります。あれだけの大きな地震が起きた直後に止めもしないで、わずかな時間でどれほどの点検を行ったのか質しました。

九電「夜間は当直が1・2号機あわせて15人いる。地震直後もモニターをチェックし、現場をパトロールして、異音や異臭がしないか、配管の漏れい等がないか、安全を確認した」

たったこれだけで、一旦止めることもしないで、運転を継続したのです。

●原発を直下地震が襲ったら...

九電「川内原発で観測した揺れは最大で8.6ガル(揺れの勢いを示す加速度の単位)。緊急停止させる設定値

160ガルを下回った。基準地震動(想定している最大の揺れ)は620ガルだが、設定値は、より安全側に設定してございます」「仮に川内30キロ圏内の断層が動いても、耐震安全性は大丈夫と評価してございます」「～ございます」と空々しく繰り返されました。

今回の地震で観測された最大の加速度は1580ガル(益城町)。また各地で川内の基準地震動620ガルを超える揺れが観測されました。今回震源となった日奈久断層の延長線上付近に川内原発は立地していますが、断層がないとされている場所は「今、見つからない」だけです。専門家も「予測がつかない」という中、原発直下で同程度の地震が起こらないと誰が言えるでしょうか。

九電は「新しい知見が出てきたら検討します」とも言いましたが、それでは手遅れになるのです。

●繰り返しの揺れに耐えられるか

比較的小さな揺れでも、繰り返しが多いと疲労亀裂が進むことがあります。

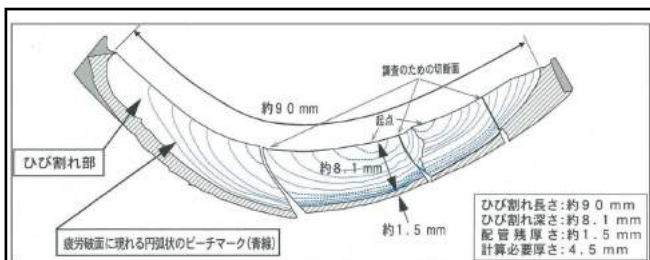
かつて、玄海原発2号機の一次冷却系配管の枝管で、厚さ9.6mmのところ亀裂の深さが8.1mmになるまで発見されなかったことがありました。定期検査でも見落とされていたのです。川内原発1号機・2号機はともに30年超の老朽原発。金属や配管は疲労し、亀裂が生じている可能性があります(全基差止裁判、3号機仮処分裁判で係争中)。

規制庁は交渉の中で「重要な機器に対し、弾性設計範囲に収まることを確認している。何度揺れても元に戻る」と強弁しながらも、検査しているのは「溶接部とその近傍」、つまり一部しか検査していないことを認めざるをえませんでした。今回のような繰り返しの地震動が襲った時に、安全性が保たれるかどうかは審査されていないのです。

安全を守る側に立って、まず原発を止め、すべて検査を行うべきではないでしょうか。

●佐賀・玄海も大地震に襲われる可能性

熊本地震を受けて、「九州島全体が大きく動いているという感じがする」(井村隆介・鹿児島大准教授)など、専門家からは九州各地の複数の活断層帯でそれまでより地震が起きやすくなっている可能性があると言及されています。



2007.2.16 九州電力プレスリリースより

2007年2月、玄海2号機の定期検査で余剰抽出系配管内面にひび割れを発見。肉厚8.7mmあったのが、わずか1.5mmに。1991年に発生していて、15年間も放置。地震によってひび割れが貫通すれば、冷却材喪失事故になりかねない。

「地震が少ない」と言われてきた佐賀県内でもマグニチュード(M)7.5程度の地震発生の可能性が指摘される活断層が複数あります。県地域防災計画では、「佐賀平野北縁断層帯」で最大震度7が想定(玄海原発付近で震度5強)、最悪で死者4300人が想定されています。唐津市内を走る城山南断層もM7(玄海町で震度6弱)が想定されています。この延長線上にある「直線的な地形」が活断層だとすればM7.2の地震が起こるとの指摘(半田駿・佐賀大学名誉教授)もあります。

国の地震調査研究推進本部は2011年1月1日時点(算定基準日)で、福島第一原発サイトで「30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率」を0.0%としていました。また2013年の見直しでは、熊本地震で動いた断層帯の30年以内の地震発生確率は「ほぼ0%から0.9%」(0.9%は活断層としては発生確率が「やや高い」そうです)としていました。

次にいつどこでどれだけ巨大な災害が起こるか、誰にも分からないのです。

☆☆☆

熊本地震、5年前の東日本大震災を経験した私達は、原発事故が地震などの複合災害となる可能性が非常に高いことを身をもって経験しました。その時、避難路は寸断され、放射能を避けるための「屋内退避」もままならないのです。

せめて原発だけは止めておかなければなりません「想定外」という言い訳は、もう許されないのです。

九電や国に対して、引き続き、川内原発の停止と、全国の原発再稼働の中止を求めています。

また、自治体が地震対策とあわせて原発事故対策を根本から見直すよう、市民が声をあげていきましょう。

そして何よりも、最大の原発防災は原発をすべて廃炉にすることだと、声を大にして訴えていきましょう。



佐賀県地域防災計画 第3編 地震・津波災害対策「主要な活断層分布図」

突然襲う非日常！と原発

熊本市在住 勝連夕子

熊本地震、最初の揺れも突然でした。ドンと突き上げるような 衝撃の後、今まで経験した事のない長く激しい揺れに襲われました。

4月14日(木)21時26分 震度7(M6.5)

この時は、我が家は大きな揺れのわりには停電もせず、家具が倒れる事もなく日常を続ける事ができました。金曜の夕方には街中の様子も知りたくて“金官”行動に出掛けました。いつもは大声で原発はいらない！とか戦争法廃止等の主張をするのですが、この時はパネルを持ってアーケードを静かに往復しました。

いつもと違い、人出もまばらで、あちこちに立ち入り禁止の標が施され、建物にダメージが散見されました。まさか熊本で…夢であってほしい。日常生活が一瞬で奪われる大きな災害の当事者になり、普通の日々のありがたさに改めて気づきました。その夜にもっと大きな揺れに襲われるなど、思いもよらず、皆さん、後片付けや、安否確認をしあっていました。

4月16日(土)深夜1時25分 震度7(M7.3)

それは再び突然来ました。ドーンと大きな衝撃の後、振り回されるような大きな揺れが長く続き、周りの荷物が崩れ落ち、停電になりました。思わず叫び声をあげました。真っ暗な中、何度もガタガタ揺すられ、カラーボックスの本棚が倒れ、あたりはブルーレイディスクや本類の山で足の踏み場もありません。何かが落ちて割れる音もしました。

14日の後、娘には懐中電灯を持っているように言うておきながら、自分は持っていないでして。真っ暗な中、娘も無事な事を確認し、遠い部屋から懐中電灯でこちらを照らしてもらいながら荷物の山を踏み越えて部屋から脱出、娘の部屋を目指しました。途中でケガ予防に風呂場用の履き物を履き、本の上のトンネルをくぐり抜け、カラーボックスを乗り越え、娘に合流する事ができました。緊急地震速報は、ドンと衝撃が来た後にヴィーヴィー騒ぎます。余震が何度も来るので、携帯電話や充電器、懐中電灯などの必要な物や薬、現金などと、寒く、雨の予報もあったので、ダウンの上着や傘もひつつかんで外に避難する事にしました。阪神淡路大震災の教訓でブレーカーを落として出ました。軽くあたたかいダウンジャケットや身体を拭くウェットシートは避難中大変役にたちました。避難が長引くならば、下着の予備が必需品です！東日本大震災から避難していた友人からは、現金が必要だと教えてもらっていました。彼女たちに言わせると、熊本の人たちは、危機管理の意識が不足しているよ！と、指摘されました。わかったつもりと当事者になるのは、えらい違いです。

信じられない現実、活かされない教訓

震度1以上の余震はすでに1400回を越えています。地下水で上水道をまかなっている熊本市で、水前寺公園の湧き水が干上がるなど信じられない事が現実になっています。阿蘇方面の山崩れ、益城の惨状は、全国でも共有されていると思いますが、雨も多く、地震対応が必ずしも充分ではない熊本の住居はあちこちでダ

メージを受けています。

学校などの避難所では床の上で寝て食事でも大変だったそうです。高齢者や、赤ちゃんや子どもたちも含め、様々な方々に対応する体制を事前に用意する事が大切だと思います。要支援の方々への対応も足りていないようです。阪神淡路や、東日本大震災の経験が各避難所で活かされていたとは思えませんでした。

止まらない川内原発!

ましてや、こんな大きな直下型地震が断続的に起こり、大きな揺れも大分から八代付近まで動きまわっているにも関わらず、川内原発が止まりません。あんな揺れに川内原発が襲われ、制御棒がうまく入らなかったらどうなるのだろうか？ 鉄塔が倒れて外部電源が止まったら？

中央構造線に関わる断層が動いているのに、危機感もないのだろうか？

うちのマンションでも、扉が開かなくなったり閉まらなくなった部屋があり、壁には大きくバツェンの形に鉄筋が見えるほどの傷がいくつも出ています。余震が怖く、車中泊する方々も多く、屋内待避など出来ない方々がたくさん出ているのです。

我が家の食器棚の蝶番は引きちぎられ、ガラス扉が落下していました。

老朽原発の配管がどうなるのか恐ろしい！

新幹線も脱線、幹線道路もズタズタになった所があります。自動車のない避難者をどうやって逃がしますか？

特に未だ避難中の人々は情報は携帯端末や電話、新聞やラジオしかない事もあります。

川内原発の事故に熊本の自治体に対応できるでしょうか？今でも、被災自治体は、職員も被災し、他県からの派遣職員も頑張っておられる状態です。

これ以上のリスクを増やすなどあってはなりません！

何も起こらないうちに止めましょう!

今回、熊本から川内原発近くに避難せざるをえなかった友人は、宮城県沖地震、東日本大震災、熊本地震を体験してしまった！と言っておりました。彼女たちに川内原発からの避難まで経験してほしいありません。

九州の食べ物はまだ東日本を支える必要もあるでしょうし、農林水産業が熊本、鹿児島、宮崎の中心産業です。糧を得る場を、放射性物質による環境汚染で未来まで破壊するわけにはまいりません！

こうした中、国内外からたくさんの方々が、直ちに原発を止めましょう！との署名や、国会などで声を届け続けて頂いている事に力を頂いております。今までも様々なご支援、ご活動に感謝致しますと共に、稼働中川内原発を安全に止め、再稼働を目論む日本中の原発も地震列島の危険性の範疇(はんちゅう)にあるのだと声をあげ続けてまいりましょう！官邸にも内閣府にも環境省にも薩摩川内市にも鹿児島県にも被災者として電話をしました。いつもよりあたたかい対応をいただいたと思いますが、未だ止まりません！

何も起こらないうちに安全に止めましょう！と、何度も言い続けてまいります。

順序が違う「核のゴミ問題」

玄海町長・最終処分場受け入れ前向き発言に抗議

石丸初美

玄海町の岸本英雄町長は4月27日、毎日新聞のインタビューの中で原発から出る『高レベル放射性廃棄物』（核のごみ）の最終処分場受け入れに「前向き」と発言したとのニュースが突然飛び込んできました。

岸本町長は、過去にも核のゴミ問題発言があります。2007年6月19日、岸本町長は佐賀新聞の取材で「プルサーマル計画と、中間貯蔵施設誘致をセットで考えている」「プルサーマルに同意した玄海町として、中間貯蔵施設誘致に関する準備をするのが妥当だ」と答えています。また、2009年3月2日、記者会見で「全国初のプルサーマルが今秋にも始まる見通しで、中間貯蔵施設を真剣に論議する時期にきている」「核燃料サイクルの重要な柱で、必ずどこかに必要な施設。九電や国と、しっかり話さなければならない」と今回同様に、前向き発言を繰り返しています。その度に私たちは抗議要請行動をしてきました。

全国から心配・抗議の声

この度の岸本町長の発言に、全国の人々が愕然としました。私たちは、急きょ翌28日、玄海町長に抗議することを決め、わずか4、5時間で全国から78団体の賛同を得て抗議要請文を参加者14名で提出しました。参加者の一人に当プルサーマル裁判を支える会の会長であり、高知県東洋町の元町長の澤山保太郎さんが、この行動のために直ぐに高知から駆けつけてくれました。澤山さんは、2007年4月の出直し町長選挙で「核の持ち込み阻止」を掲げて推進派を圧倒し、日本で初めて持ち上がった「高レベル放射性廃棄物最終処分施設」誘致計画を撤回させました。

「毒を食らわば皿まで」か！

町を二分する論争で、300年以上の歴史を持つ五社神社大祭が中止になる程対立は深まりました。その後、公募方式では手を挙げる自治体がなく、去年からは国が全面に出



抗議文を読み上げる澤山・支える会長

候補地を選び、国が自治体に協力を願う形に変え、年内中にも示す方針とされています。澤山さんは「猛毒の高レベル放射性物質が漏れ出て破局

的な事故が起これば、玄界灘一帯は死の海となる。故郷を追われて流浪の民となることを選択する人などいない」と指摘した上で、「テレビに映る町長の顔は『毒を食らわば皿まで』と見えた！住民の命のかかったこれほど重大な問題を、冗談でも言うことではない。あとで火消しようとしても通じない。絶対許してはならない。原発も処分場も絶対止めるまで何度でも来る！」と憤りをもって訴えました。

私たちが役場に到着した時、町長は廊下を歩いていましたが、「町長は今所用でおりません。今朝の appointmentsなので部屋は用意できない」と玄関先で立ったままの面談でした。「町長が不在なら町長室でもいいのではないか」「あまりにも失礼な対応ではないか」との問いかけに、二人の職員はメモも取らないで、ただ時間が過ぎるのをひたすら耐えている様子にしか見えませんでした。西管理統括監は「仮定の話、町長在任中は作らないと町長は言っている」を繰り返すのみでした。

山口祥義佐賀県知事は、最終処分場問題について「国が責任を持って対応すべきこと」と態度を曖昧にしています。原発問題は立地県知事と地元町長の二人で決められると言っても過言ではない現在の仕組みが大問題です。

10万年も先の未来に押し付けてはならない

国民には家庭のごみも産業廃棄物も法律により分別処理を義務付けているのに、電力会社が出す猛毒の核のごみは、未だに処分方法も場所も決まらずに許可されています。理不尽極まりない思いです。原発を始めた約60年前からこの問題は解っていたはず。にもかかわらず許してきた政府の責任は重大。10万年とも100万年ともいわれる未来へ猛毒の核のごみを押し付ける算段をするのなら、その前に、核のごみをこれ以上増やさないことが大前提。順序が違う。原発を動かすなどもってのほか。原発から出るごみは「死の灰」です。「核のツケ」を押しつける先は佐賀県民だけに止まりません。国民は常に蚊帳の外。

福島第一原発はいまだに「原子力緊急事態宣言発令中」です。国の原子力政策の失態が明らかです。

フクシマの収束と核のごみ問題を、国をあげ英知を結集し一刻も早く取り掛かること。私は、途方もなく遠い未来の人々に核のごみを知らないうちに押し付けてしまった一人として、自分でできる反原発運動に参加していきたいと思ひます。

【座談会用パワポ資料から ①】

「原発を解体してその金属廃棄物でフライパンを作る」という話があるのを知っていますか。

2005年12月に「フライパンやジュース缶、自転車などにリサイクルできる」法律の「改正」が施行されました。

(オルター通信926号記事2006年)

原水爆禁止日本国民会議HPより

http://www.gensuikin.org/gnskn_nws/0405_1.htm



あのラベル(表示)をすれば、リスクのレベルになるのかしら? High Moon

篠山に続こう！

安定ヨウ素剤事前配布を行った兵庫県篠山市を訪ねて

小林榮子

4月25日は久しぶりに規制庁交渉に参加させて頂きました。「これが国か？」とメラメラと心の中は前日の怒りの炎が燃え盛る中で向かった丹波篠山市でした。

新緑の中の“懐かしい”まち 丹波篠山

初めて訪れた篠山市はどこか萩市に似た雰囲気のあるどこか懐かしい街並みでした。

私は原発やプルサーマルの問題と向き合う前に日本熊森協会で野生動物と自然林を守る運動をしていましたので、広葉樹の新緑の森が目の前に広がる篠山の風景と瓦屋根と白壁の日本建築の市役所庁舎と市民センターの建物には驚きと感動の幕開けでした。

篠山市は原発から50キロという場所にありながら安定ヨウ素剤の事前配布をスタートしている町です。

人口は42000人あまり、【原子力災害対策検討委員会】を行政と市民とでつくっています。保育園や学校の先生、介護施設のスタッフそして消防団の団長さん、子どもの父兄など様々な職業・立場の普通の市民に、放射線の専門医そして学識経験者(守田敏也さん)などが加わっています。この委員会の15回目の会合を「避難計画を案ずる関西連絡会」の呼びかけで、福井・兵庫・京都・大阪・鳥取・佐賀・福岡・東京から集まった方々16名で傍聴させて頂きました。始まる前に、副市長さんは面談の時間もとってくださいました。

委員会は、現在に至るまでの紆余曲折など感じられないほど和気あいあいと自由な発言が続き、まるで私たちの市民運動の会議のような印象でした。

安定ヨウ素剤を切り口に、市民が気づいた！

取り組みの切り口は【安定ヨウ素剤】ですが、それを配布することによって市民が『そんなに危ないの？』と気づかされたようです。安定ヨウ素剤が手元にあるだけで改めてそんな危険なところに自分は住んでいるんだと認識されるわけです。

当然、次々に「ではあれは？これはどうする？」と別の新しい問題が見えてくるわけです。そして「なぜ一つの電力会社のためにこんな想いをしなければならないんですか？」「生まれ育った故郷を離れないといけない

の？」と感じた時に真剣に悩み考えた結果、「我々を苦しめる電気＝原発はいりません！」の意識が実感されるわけですね。

また、作成中の避難ガイドブックには、避難の基本は『とっとと逃げる！』と書かれています。(写真下)

これをみた消防団長さん、俺たち団員の命はどうなるの？と気づかれたそうです。消防団員には万が一の時には広報カーで緊急避難などを呼び掛ける使命があります。そこで俺たちはマスクも防護服も必要なんだ！となって市長に要望。すると、「市長さんがすべてを応えてくれた。1200名分の防護服を揃えてくださった。だからそれにこたえるべく懸命にやっています」と胸を張る団長さん。素晴らしいと思いました。

「住民の命を守る!」という信念

安定ヨウ素剤も3年ごとに入れ替えなければならない。そのための費用は？

「無駄になってもいいじゃないか？無駄になって大いに結構」との市長の潔い英断。打算的な考えは『住民の命を守る!』という自治体の事業にならない。私たちの地元周辺の自治体の首長にも聞かせたい言葉です。

それと有事の際のパニック状態の中で安定ヨウ素剤を配布出来るかどうかイメージして欲しいです。さまざまな核種の中で予防可能なのはヨウ素のみ。それなら出来ることを今のうちにしようじゃないか？と真剣に考えた末の決断は、国や県にお伺いを立てたりもせず「住民の命を守る!」という信念を貫いた上に正々堂々と進んでいるように感じました。

福岡でも、篠山に続こう!

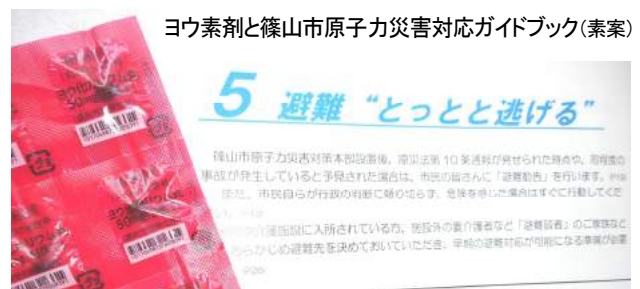
早速私たちも玄海原発30キロ圏に位置する福岡県糸島市訪問をスタートしています。介護施設の施設長さんも障がい者施設の管理者さんも思いのほか真剣に聞いてくれます。「すぐそこに介護施設があるから行ってやってください」と繋がっています。ある保育園の園長先生も「私には何としても子どもたちを守り抜く責任があります！子ども達には“生きる力”をつけたいと思っていますが、その子どもを守るために私はいったい何をしたらいいの？」と始まった座談会は4時間越えになり、様々な資料とヨウ素剤の実物のコピーまで取られました。定例の園長会でも話題になっているようです。

糸島に避難している若いママたちから「座談会をぜひ!」とのお話も飛び込んできました。

第2第3の「篠山」と続けるように精いっぱい頑張ります。

篠山市が安定ヨウ素剤事前配布できたのは・・・

- ・国の方針では「事前配布は5キロ圏内に限り、30キロ圏内は役所や公民館などに備蓄(事故時に配布)、30キロ圏外は備蓄必要なし」
- ・篠山市は福井県の高浜原発から50キロ圏だが、希望者に安定ヨウ素剤の事前配布を実施。5キロ圏外の自治体で全国初の取り組み。
- ・兵庫県の実施したシミュレーションで篠山も大量に被ばくする結果が出たことがきっかけに。
- ・市民の粘り強い活動と、市長のリーダーシップ。
- ・専門家と市民各層で構成する委員会で3年がかりの論議。
- ・行政にできることと住民に任せることをはっきりと住民に丁寧にきめ細かく説明。



原発は暮らしに深く関わる問題だからこそ 法廷外の活動報告

地震、核ゴミ、免震重要棟...玄海再稼働が迫る中、様々な問題が次々に押し寄せています。

私達が声をあげなければ、とんでもないことがスルスルと通ってしまいかねない。だから、事あるごとに、声をさらに大きく、何度でもあげていきましょう！

●一人ひとりに伝えていく～3.11パネル展

5年を迎えた3.11に際して、佐賀・アバンセにて「3.11福島原発事故と玄海原発－水と生活、子ども達を守るために－」パネル展を6日間(8～13日)開催しました。

座談会で使っていたスライドを基に、「福島は今」「玄海は今」「被ばく労働」「私たちにできること」という構成でパネルを作成しました。時が止まったままの避難区域内の町の様子、増えつづけるフレコンバッグの山、核と原発が同じ原理だという図解、玄海事故時の放射能汚染地図、避難訓練の現場で見た問題点などをじっくりと見入っていただきました。

反響が大きかったのが、ウラン鉱山周辺住民の被ばく被害のパネルでした。「誰かの命を犠牲にし続けているのが原発」なのだという、私たちが原発に反対する一番の理由を訴えることができました。

他の催しでアバンセに来られた「通りすがり」の方も



3.11パネル展 来場者と“座談会”

たくさん見て行かれました。新聞・テレビで見てわざわざ来られたという方もいました。

来場者とは、スタッフがそれぞれの言葉で立ちながらの「座談会」。「一人ひとりに伝えていくこと」、そして、繋がっていくこと、これが私たちの活動の原点であることを再確認できました。

3月11日14時46分にはその場で、犠牲者への祈りと脱原発への誓いを込めて黙とうしました。

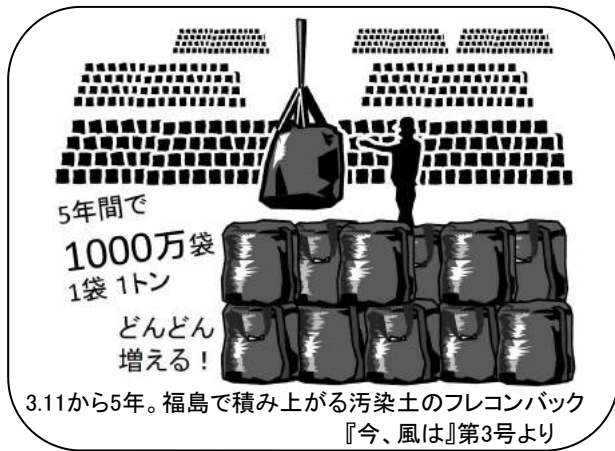
3月12日にはパネル展を行っていたギャラリーの前のホールで、佐賀県平和運動センター主催の福島連帯集会が行われました。南相馬市で障がい者福祉施設を運営される青田由幸さんが、住民のほとんどが避難する中、取り残された高齢者、障がい者のサポートや救援を行った時の過酷な現実をお話されました。裁判の会からも、玄海の避難計画について報告をしました。

放射能をまきちらされ、大地や海、生活や地域社会が破壊された福島の現実を直視するのなら、最大の教訓は原発をすべてなくすということ以外にありえません！

●「再稼働認めるな！」知事宛て署名 全国各地から「玄海止めて！」の思いが届く

佐賀県内の反原発8団体でつくる「脱原発佐賀ネットワーク」は、佐賀県知事と佐賀県議会議長に対して「玄海原発再稼働を認めないよう求める署名」を呼びかけています。裁判ニュース前号に署名用紙を同封したところ、署名がぎっしり記された用紙が北海道から沖縄まで全国各地からたくさん返送されてきました。署名に添えられたメッセージをいくつか紹介します。各地のみなさんにつながっていることが、本当に大きな力になります。ありがとうございます！6月に提出予定です。

・東京のTさん「私たち東京に住む者にとってはみなさまは命の恩人です。何故なら、西日本の原発・核施設にもしものことがあれば私たちも終わりですから。たいした支援もできませんが引き続き署名は集めていきます。みな



1月27日以降の活動経過

■1月

- 27 裁判ニュース第19号発行
- 29 脱原発佐賀ネットワーク署名開始記者会見

■2月

- 5 佐賀地裁・行政訴訟/全基差止/仮処分
- 8 座談会・幼稚園(佐賀)
- 9 免震棟建設：佐賀県知事・議長要請 (写真①②)
- 15 糸島モニタリングポスト調査
- 16 座談会・ママの会佐賀
- 18 同志社大・環境問題ゼミ玄海案内
- 19 福岡高裁記者レク、福岡県庁モニタリング調査
- 23 座談会・ママの会佐賀
- 26 ホシネガイヲ(福岡)学習会
- 29 MOX控訴審結審

■3月

- 8～13日 3.11パネル展
- 12 福島に連帯する佐賀県集会にて報告

- 27 新電力自由化シンポジウム
- 31 免震棟建設：九州電力本店要請 (写真③)

■4月

- 10 糸島市個別訪問
- 15 梅田さん労働裁判判決
糸島市役所訪問
- 17 脱原発首長会議総会(伊万里市)参加
- 21 熊本地震「川内止めよ」九電緊急要請 (写真④)
- 22 佐賀地裁・行政訴訟/全基差止/仮処分
- 25 政府交渉 (写真⑤)
- 26 兵庫県篠山市訪問
- 27 藤津鹿島地区平和運動センター学習会にて報告
- 28 核ゴミ前向き発言：玄海町長抗議行動

■5月

- 1、4、19 糸島市福祉施設・保育園訪問
- 11 座談会・福岡
- 18 伊万里西松浦地区平和運動センター学習会にて報告
- 25 玄海免震棟建設撤回：九州電力本店抗議 (写真⑥)
- 26 座談会・糸島

さまの大活躍を祈願いたしております。」
 ・神奈川のRさん「みなさんの日頃の奮闘ぶりをこちらの仲間に時々伝えていきます。少しずつ仲間が増えることを願っています。締切ぎりぎりまで署名集めます。私にできることはこんなことぐらいですが、少しでもお役に立ちたいと思います。」
 ・宮崎のKさん「沢山の方の思いを預かりました。よろしくお祈りします。カンパ、少しですが入れてます。」

**●免震重要棟建設撤回は許されない！
再稼働の中止を！九電本店に抗議・要請**

昨年末に川内原発の免震重要棟建設計画の撤回問題が発覚して以降、私達は1月20日の九州電力本店への緊急要請行動、同21日の全国の市民団体共同の政府交渉にて、免震棟を約束通り建設することを強く要請してきました(裁判ニュース前号に詳報)。

鹿児島をはじめ全国の市民から批判が相次いだにもかかわらず、3月25日に九電は免震重要棟建設の撤回をあらためて表明・申請。私達は3月31日、九電本店に対して抗議の申し入れをしました。

玄海原発も撤回

5月17日、川内原発に続き玄海原発においても免震重要棟建設計画を撤回し、耐震構造の緊急時対策棟を新設すると佐賀県と玄海町に伝えました。私達は25日に九電本店に「地域住民や自治体との約束を破り、命の安全よりも経済性を優先する暴挙だ」として抗議の申し入れをしました。九電は極めて公共性の高い企業であり、住民の安全を最優先しなければならないはずなのに、最低限の企業責任さえ放棄したのです。

免震重要棟は福島第一原発事故では対応拠点として極めて重要な役割を果たしました。3.11当時の清水正孝・東京電力社長は「あれ(免震重要棟)がなかったらと思うとぞっとする」と国会事故調査委員会で発言したほどです。フクシマでは免震であったからこそ司令塔が辛うじて機能したのです。

命と「工期短縮」を天秤にかける九電

九電は当初、免震装置は地震の揺れを大幅に低減する構造であると明確に認識し、耐震では難しいものであっても免震なら「安全性が向上する」と原子力規制委

員会への提出文書の中で自ら評価していました。にもかかわらず、「耐震であれば免震よりも工期を2年短縮できる」ことだけを理由に撤回したのです。また「免震棟は原子力施設としてのデータが少なく、実際に揺らす試験などが必要なこと」や、「維持管理、品質保証が難しいこと」ことも理由としていますが、当初から分かっていたことです。命と工期を天秤にかけ、工期短縮を人の命より優先させたのです。

また、九電は過酷事故時に耐震構造物で対処した事例を示さず、また対処可能であることの説明を何もしていません。最前線で収束作業に従事する九電社員や下請け労働者のみなさんの命も被ばくから守らなければならないはずで

す。原発事故は他の事故や災害とは全く異なり、いったん事故を起せば生活圏に放射能をまき散らし、何十年と元には戻らない環境になってしまうのです。被害は立地住民に止まらないばかりか、世界中の空気や海や大地など生き物全ての命と故郷を奪うのです。3.11の犠牲と教訓を真摯に受け止めるべきです。しかし、九電は理由にならないような説明と、「ご意見として承りました」を繰り返すばかりでした。

県民の命を守る責任放棄の佐賀県知事

山口祥義・佐賀県知事は当初、「信頼関係の問題だ。やるもやらないものはやるべき」と九電を批判しました。また、佐賀県は2013年に新築移転した「佐賀県医療センター好生館」において県内初の免震構造を採用し、そのメリットを認識していました。それらも踏まえて、2月9日に知事と佐賀県議会議長に玄海の免震棟計画を撤回させるなど要請しました。しかし、5月の九電の表明後、知事は「免震にこだわらない」と発言、安全性の判断は自ら放棄し、またもや国に丸投げしました。県民の命の安全を守ろうとする姿勢が微塵も感じられません。

免震以外の問題でも、約束違反の見切り発車で、スルッと再稼働が進められていくことを私達は絶対許しません。九電の姿勢がどんなに「のれんに腕押し」のごとく酷くても、私たちの命にかかわることなので、何度でもあきらめずに、生活者としてどんどん追及していきます。再稼働をなんとしても止めましょう！



(写真①)



②



③

原発問題は私達の日常生活に否応なしに深くかかわってくる死活問題。だから、要請・抗議行動もたびたび起こさざるを得ませんでした。



④



⑤



⑥

大間原発建設差止訴訟を提訴した函館市を訪ねて

福岡市議会議員 荒木龍昇

4月15日(金)に大間原発建設差止め訴訟を提訴している函館市に行き、提訴の経緯を聞いてきました。大間原発は津軽海峡をはさんだ函館市対岸にあり、函館市の最も近いところで23km、50kmにはほぼ市全域が入ります。当日も市役所8階から大間原発を見ることができました。50km圏内には道南地域の37万人、青森県内の9万人が住んでいます。福島原発のような過酷事故が起これば、避難路は国道5号線と国道227号線しかありません。しかし、227号線は1車線の山道で特に冬は積雪や凍結で避難には使えません。国道5号線は2車線の道路ですが通常でも渋滞することがあり、事故時に37万人が避難することは事実上不可能で、函館市として避難計画は作っていません。

大間原発は福島事故前の基準で建設許可がなされており、そもそもこのまま建設させることに問題があります。更に、大間原発はMOX燃料だけで運転される世界初の原子炉です。実証炉の実験もなく商業運転がなされることになっており、極めて危険な原子炉です。函館市はスピーディのデータが使えないため独自にシミュレーションを行い、被害を「見える化」して市民や周辺自治体に大間原発の危険性を訴え、周辺自治体、農・漁業協同組合、地元商工会や市民など地域ぐるみの大間原発建設反対運動を作っています。函館市議会でも全会一致で大間原発建設差止め訴訟を議決しています。訴訟については函館市をはじめ北海道はもとより全国から激励やカンパが寄せられて、訴訟費用のカンパは5500万円になっています。

何よりも大間原発地内の地権者である熊谷あさ子さんが土地を売却しなかったため計画が大幅に遅れ、このことが今日の大間原発差止め訴訟ができる状況を作っています。この土地は今も娘さんが売却を拒否し続けて

いますが、事業者の電源開発はこの土地を外して建設許可申請をしており、この問題は今後持ち越されることになると考えられます。

2011年4月に市長が変わり、新市長の考えで大間原発訴訟が準備されました。函館市の原発についての考え方は、電力を消費する現世代が将来の世代に使用済み燃料や老朽化施設の廃炉処理などの負の遺産を残すことは問題ということから、「建設中の原発や計画中の原発は凍結し、将来の世代の判断に委ねるべき」というものです。これは「原発を推進しない」という立場であり、「脱原発」、「反原発」、「原発容認」の幅広い市民の支持を得るためです。

今回函館市を訪問して、やはり首長が「地方自治体の本旨である住民の暮らしのちを守る」という立場に立っているか否かが大きいと改めて感じました。更に、原発問題は安倍政権が沖縄辺野古新基地建設を強行し、地方自治と民主主義を踏みにじっていることと同じ問題であると言えます。



【座談会用パワポ資料から②】

そもそも、福島原発事故の放射能災害の現実を踏まえていない！

福島原発の放射能放出量は
10,000 テラベクレル
 避難計画は100分の1の想定(規制要求)
100 テラベクレル
 九電の玄海原発事故時の想定は1基
4.5テラベクレル

ポンプや電源車がスムーズに到着、格納容器破損しない、という甘い条件！

**防災の基本は「最悪を想定」をすることなのに...
 原発防災は「最小の甘い想定」しかしていない！**

■国会での証言
 政府特別補佐人(田中俊一君：
 原子力規制委員会委員長)



「福島は、先ほども申し上げましたように、1万テラベクレル程度というふうに評価しております。その100分の1程度を、100テラベクレルを、最悪でもその程度に抑えるということであります。」

玄海原発事故時の放射能放出量は4.5テラベクレル、東電福島原発事故の**2222分の1**しか放出されないとなっています。

この基準で避難計画が作られて、私達は心配です！

2015年度決算報告書

【一般会計】


2015年1月1日～2015年12月31日

	科目	金額	適用
収入の部	前期繰越	2,015,242	
	前期繰越(特別積立金定期)	2,000,000	
	原告団会費収入	4,132,000	
	支える会会費収入	933,500	
	寄付金収入	2,226,472	
	物販収入	135,824	
	活動収入	87,200	
	受取利息	596	
	小計	7,515,592	
	合計(A)	11,530,834	
支出の部	専従費	790,000	
	旅費交通費	2,672,275	旅費、高速料金、駐車料金、宿泊費等
	事務用品費	155,110	印刷代、封筒、コピー用紙等
	通信費	580,181	切手、はがき、送料、電話料、HP管理料
	水道光熱費	125,040	電気、ガス、灯油、水道、冷房代使用料
	新聞図書費	0	会の本代(資料として)
	広報費	11,000	書籍、缶バッジ、ステッカー他
	賃借料	426,000	事務所家賃、事務所駐車場料
	租税公課	1,848,318	道路使用申請証紙、利息にかかる税、印紙代
	消耗品費	44,144	乾電池、トイレトーパー、ゴミ袋、事務用備品
	会議費	50,300	会場使用料
	支払手数料	80	振込手数料
	雑費	51,450	ゴミ袋・お茶代・自治会費その他
	諸会費	0	分担金
	支出合計(B)	6,753,898	
次期繰越金(A-B)	4,776,936		

【特別会計】

特別積立金(定期預金)	3,000,000	裁判終了後の報告集製作費
-------------	-----------	--------------


2015年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝 

監査報告

2015年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証票など正確に記帳されており何ら不正不当のないことを確認しました。

2016年 5 月 28 日

会計監査 横井 久 



2010年に初提訴してから6年、今、4つの裁判を闘っています。大きな後ろ盾もなく始めた私達の裁判運動ですが、みなさまお一人一人の温かいご支援でここまで歩んでこれました。

すべての原発を止めるまで、裁判と運動を続けなければなりません。

引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

4月22日 佐賀地裁法廷後の記者会見

毎回、大阪から駆けつけていただく弁護団(冠木克彦弁護士、武村二三夫弁護士、大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士)と裁判補佐人の小山英之さんから、裁判の内容を説明していただいています。

事務局リレーコラム **母は強し** 橋本加奈子

5年目の3.11の夜。臨月の妊婦だった私は報道ステーションの甲状腺がん特集を観ながら、どんどん狭まる陣痛の間隔を計っていました。やがて3~4分間隔になり、番組の途中で泣く泣くテレビを消して、夫と共に助産院へ。産まれたのはそれから44時間後のことでした。3290gの元気な男の子です。

小さくて大切な守るべきものができた私にとって、世の中のニュースは以前に増して恐ろしく、絶望的に感じられました。

福島除染廃棄物を建設資材に再生利用する方針を表明した環境省。安倍首相はワシントンでの核安全保障サミットで「原子力の平和的利用を再びリードする」と原発の再稼働推進を宣言。あろうことか、岸本玄海町長が「核のごみ」の最終処分場受け入れに前向きな意向を公言。その他、集团的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法もついに施行されてしまいました。この国の政治はいったいどこを向いているのでしょうか。この子の未来に残したくないものばかりをこの国は残そうとしているようで、腹が立ったり呆れたり、うんざりしてしまっています。

けれど、一方で心の底では絶望しきってはいませ

ん。無垢なこの子を通して見た世界は、希望と可能性に満ちています。子どもたちの明るい未来を守るために、いま私たちには大人としての責任を果たす義務があるのだと思うと、「がんばろう」と力が湧いてくるものですね。

そうして尚更実感したのは「子どもにとって良いものか悪いものか」という尺度で考えると、物事の取捨選択の判断はとてもシンプルで分かりやすいということ。身体をつくる食べものはもちろん、発電方法、制度や法律もそうです。そしてその選択は同様に、地球の為にも優しい選択であるはずで

。「母は強し」。その意味をようやく理解したとき、母親たちが原発や安保健法反対のデモで必死に声を上げる姿を想い、胸を締めつけられるような気持ちになりました。こんな悲痛な苦しみを未来に残したくはありません。

同じく母になったわたしも更に強く声に出したい。「子どもの未来に、原発はいらない！」

しっかり目を見開いて、私を見つめる息子を抱きしめながら。(はしもと・かなこ HP担当)



お知らせ

玄海プルサーマル控訴審判決傍聴を

6月27日(月)13:10 福岡高等裁判所

- 12:10 門前アピール(予定)
- 13:10 判決
- 13:30 記者会見・報告集会(福岡弁護士会館)

原発から命を守るために
提訴6周年・年次活動報告会

7月2日(土)13:30 福岡・ふくふくプラザ

講演:冠木克彦弁護士団長
小山英之美浜の会代表(裁判補佐人)
玄海原発を止めるための裁判と運動の展望をみなさんと共有します。ぜひご参加ください!

会員募集中!

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円~。団体会員も歓迎!
 - 振込先:郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会
- 命を守るために長期戦覚悟!
カンパもお願いします!**

会員数 (2016.5.27現在)		原告内訳	
原告総数	919名	MOX控訴人	98名
支える会・サポート会員	899名	仮処分債権者	90名
		全基原告	349名
		行政訴訟原告	382名

裁判傍聴をお願いします!

◆全基差止裁判・仮処分・行政訴訟

7月1日(金) 佐賀地方裁判所

- 13:30 門前アピール
- 14:00 行政訴訟第10回口頭弁論
◆基準地震動についてパワポでプレゼン
- 14:30 全基差止第17回口頭弁論
★意見陳述:勝連夕子さん(熊本市)
- 15:00 3号機仮処分第20回審尋
- 15:30 記者会見・報告集会

※次回は9月16日(金)佐賀地裁

13:30 門前アピール / 14:00 開廷予定

あなたのチカラが必要です!

●座談会しませんか?

原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!

●事務所ボランティア募集中!

資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしてください!

●玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?

●最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaigenpatsu>